

第4回大牟田市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月10日(火) 午前9時30分から午前10時5分まで
2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第1委員会室
3. 出席委員(9名)

会長	古賀	正廣
会長代理	石橋	祐一
3番委員	中島	照章
4番委員	梅野	節子
5番委員	鳥越	孝広
6番委員	内野	和幸
7番委員	境	タヅ代
8番委員	松山	規子
9番委員	池端	祥久
4. 欠席委員(0名)
5. 議事日程

審議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について
報告事項
報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	松尾	健一
次長	野田	稔雄
職員	堀江	陽子
職員	福浦	忠紀

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第4回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、8番委員、9番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

各委員 はい。

議長 それでは議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号については、2件の申請がっております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

 1番は、実作付を10年以上されていた〇〇さんが、所有者が遠方のため土地処分の話しかから長年手がけたきたブドウ園なので取得を決意されたものでございます。なお、もう1筆の耕作地があるとのことで、議案第2号の利用権申請として貸借整理をしているものでございます。

 2番は、3年程前に所有者から遠方のため管理を頼まれていた隣りに住む〇〇さんが、所有者が亡くなられ、相続人から土地売却の相談から取得されるものでございます。

 いずれも許可基準を満たしていると思われれます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 事務局からの説明が終わりました。

 次に地区担当委員の意見に入ります。

 1番の担当委員は私ですので、意見を述べます。

議長 正直私はこの方は存じておりません。しかし、毎年の利用状況調査で見えてきている中でブドウ園として作付管理されていると記憶しております。長年管理されてきたところを取得されるということなので、適正な管理という点では、取得し管理していくということは問題ないと思います。以上です。

議長 次に2番案件は、4番委員ですのでお願いします。

4番委員 先日、事務局とともに現地を見に行き、ご本人ともお会いしお話ししました。3年程前から管理を始め、隣のミカン畑を所有されている推進委員からも指導を受けてあるようでした。真面目な方であると感じましたし取得は問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。
意見を述べていただきました。
1番、2番案件について、それぞれご意見やご質問はございませんでしょうか。
(発言者なし)

議長 無いようでございますので、採決に入ります。
1番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で1番案件は、許可することに決定します。

議長 次に2番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で2番案件は、許可することに決定します。
次に

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第2号については、3件の申請がっております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
1番案件は、以前〇〇さんが耕作されていた農地ですが、解約後耕作者がいない状態となっていた農地でございます。〇〇さんが耕作を希望されていた農地で、所有者が遠方のため連絡が取れず1年程経ちましたが、この度、貸借成立での申

請となっております。

2番案件は、1号議案1番でご説明しました〇〇さんの利用権申請の案件でございます。

3番案件は、売買事業利用の案件で、この度、認定農業者の〇〇さんへ移転となるものでございます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 事務局説明が終わりました。
何かご意見ご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 では、採決に入ります。
一括採決にしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 では、一括採決といたします。
議案第2号を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で議案第2号は許可することに決定いたします。
次に

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
宅地を売買する計画のため、法面部分も併せて処分するため宅地の一部とする転用でございます。法面の高さが6、7メートル程とかなり高いため、途中に一段平らな部分を設けている部分の農地で、幅2メートル程、長さが80メートル近くの細長い農地でございます。以上です。

議長 何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので報告第1号を終わります。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

1番は、個人住宅建設のための申請でございます。

2番は、隣接する会社の資材置場利用のための転用でございます。

3番は、不動産会社による2区画の宅地分譲でございます。

以上です。

議長 何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので報告第2号を終わります。

議長 以上で報告事項を終わります。

これをもちまして第4回総会を終了いたします。

閉会

以上